

決算で慌てないために今からご確認ください！

新たに「社会福祉充実残額」生じていませんか？

2023.2.24

Q どうやって「社会福祉充実残額」を算定するの？

A 別添の「社会福祉充実残額の簡易確認シート」で算定できます。

決算で法人の資産状況等が確定しないと、正確な社会福祉充実残額は算定できませんが、**現時点の月次試算表の数値で、ある程度目途**を付けておくとういことと思います。

借入金がない、その他の積立金（人件費積立金、修繕積立金等）の積立額が多い法人は社会福祉充実残額が生じやすい傾向にありますので特にご注意ください。

Q 社会福祉充実残額が出たら必ず「社会福祉充実計画」を策定するの？

A **1万円以上**の社会福祉充実残額が出たら、原則、社会福祉充実計画（以下「計画」）を策定する必要があります。

ただし、**策定にかかる費用**（公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積）が**社会福祉充実残額を上回る**場合は、**計画策定の必要はありません**。この場合、社会福祉充実残額よりも計画策定にかかる費用が上回ったため策定しないことについて**評議員会で承認**を得てください。

社会福祉充実残額が生じた場合の流れは右のとおりです。

＜社会福祉充実残額が生じた場合の流れ＞

- 1 指導監査課に連絡
 - 2 社会福祉充実計画原案の作成
 - 3 地域協議会での意見聴取（※）
 - 4 公認会計士・税理士等への意見聴取
 - 5 理事会・評議員会での承認
 - 6 指導監査課への承認申請
- ※地域公益事業を実施する場合のみ

Q 他のことのために貯めているお金なのに、社会福祉充実計画のために使わなきゃいけないの？

A 社会福祉施設の建替・修繕のためや新規事業実施のために貯めていたお金を、まったく違うことのために使わなければならないのか？そうではありません。

計画で実施できる事業の基本的な考え方は、「**一定の対象者**」に、「**受益的なサービスや給付**」などを「**新たに実施**」するもの、またはそれらの「**充実にを図る**」ための支出を行うものとされています。

「既存施設を建替・修繕して利用者の利用環境をよくする」、「利用者のために新しいサービスを始める」、これらは、計画の事業として実施できると考えられます（ただし、自治体の事業計画等でその事業の必要性が位置付けられている場合に限りです。）。

計画で、「法人でやりたいこと」を「いつまで」に「どのくらいの規模」で実施するか具体化すると捉えていただければと思います。

Q 以前策定したから、もう新たに策定する必要はないよね？

A 以前に策定した計画の計画期間を確認してください。**計画期間が終了していて、さらに社会福祉充実残額が生じていれば、新たに計画を策定**する必要があります。

また、すでに策定した計画の**事業内容に変更**があった場合には**変更承認申請**が必要になります。



町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）
 電話番号：042-724-4094（法人担当） メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp
 町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導（トップページ）>医療・福祉

わからないことは
 気軽にお問い合わせください